



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 7 月 15 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所】

「クロスボーダー貿易人民元決済に関する試行管理弁法及び実施細則について」

中国人民銀行・財政部・商務部・税関総署・国家税務総局・中国銀行業務監督管理委員会は連名で 2009 年 7 月 1 日、『クロスボーダー貿易人民元決済に関する試行管理弁法』[2009]第 10 号（以下『管理弁法』と表記）を公布し、国務院が批准した試行地区（上海市・広州市・深セン市・珠海市・東莞市の 5 市に方針決定済）内の企業が、中国国内又は香港・マカオにおいて指定された商業銀行を通じて行う輸出入取引について、人民元建て決済を試験的に始めると発表しました。また、中国人民銀行は 3 日、具体的な施行規定『人民元建て貿易決済の実施細則』（以下『細則』と表記）を公表しました。今回は、『管理弁法』及び『細則』の内、企業実務に関連すると思われる条文の一部についてお知らせ致します。

1. 『管理弁法』の主な内容：

- 試行地区の省級地方政府はクロスボーダー貿易人民元決済の試行企業を関連部門と共同で審査の上選定し、商業銀行が該当企業に人民元建て決済業務を提供することを支持する（第二条、四条）。
- 人民元建て決済を行う輸出については関連規定に従い増値税免除・還付優遇政策が受けられる。具体的な管理方法については、国務院の税務主管部門が制定する（第十七条）。
- 試行企業のクロスボーダー貿易人民元決済は、外貨照合・消込管理の対象外とし、通関申告及び輸出貨物の増値税還付・免除申告手続きをする際、外貨消込票（外匯核銷單）の提出は不要とする（第十八条）。
- 中国から貨物輸出後 210 日を経過しても輸出代金が未回収の場合、試行企業は 5 営業日以内に中国内決済銀行を経由して未回収金額と対応する貨物の通関番号を人民元クロスボーダー収支情報管理システムに送信報告し関連資料を当該決済銀行に提出しなければならない。（第二十三条）。

2. 『細則』の主な内容：

- 試行企業が来料加工貿易において加工賃受領額が輸出契約金額の 30%を超える場合、試行企業は加工賃受領日から 10 営業日以内に、中国内決済銀行へ以下の資料と証憑を提出しなければならない。
 - (1) 比率超過の状況説明書
 - (2) 輸出通関申告票（中国内決済銀行が原本審査後の写し）
 - (3) 試行企業の加工貿易契約、または所在地商務部門が発行した加工貿易業務許可証（中国内決済銀行が原本審査後の写し）期日以内に上記の書類を提出しない試行企業に対しては、中国内決済銀行は、当該超過部分の人民元代金の受払い処理を行わず、状況が深刻な場合、当該企業のクロスボーダー貿易人民元決済業務を停止し、中国人民銀行所在地支店へ企業名を通知する（第十六条）。
- 試行企業がクロスボーダー人民元貿易取引代金を受け取る際には、＜渉外（本土外）収入申告表＞を記入し、5 営業日以内に申告しなければならない。一方、試行企業が本土外へ人民元建てで輸入代金を支払う際には、＜境外（本土外）送金依頼書＞又は＜対外支払/引受通知書＞を提出すると同時に、申告手続きを行わなければならない（第二十一条）。
- 中国人民銀行は、『管理弁法』及び『細則』と国家のその他関連規定に違反した企業については、試行企業リストから抹消する。また、違反情報は中国人民銀行の企業信用基礎データに記録される（第二十九条）。

【出所：中国人民銀行 HP、広東省人民政府 HP】

照会先：法人ソリューション営業部 国際業務室（東京）電話 03-5223-6672
（大阪）電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 * 禁無断転載